別添－21

５南土第７７号
平成１５年　2月１２日

木津川上流工事事務所副所長　様

南山城村長　南山　明

淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料についての
意見要望について

平成１５年１月３０日付けで依頼がありました上記のことについて、別紙のとおり意見書を提出します。

木津川上流工事事務所
調第 129 号
15年2月17日

提言（０３０１１７版）
新たな治水の理念について

「超過洪水、自然環境を考慮した治水」とは、一定地域については、浸水を許容するという考え方と理解してさしつかえないか。もしそれならば常に被害を受ける者と受けない者とが生まれ不公平性が生じる。また現実として本村においては河川増水時避難を余儀なくされている住民がいます。この人達に「危険性の高い地域には住宅を建てない・住まないことが重要です」とのメッセージを発信する事が可能でしょうか。

利水計画のあり方
精度の高い水需要予測

利用実績に比べて過大とあるがその根拠は、各地域における利用実績に基づく結果を見ての判断なのか理解しがたい。また精度の高い予測とあるがその方法を教示願いたい。

河川利用計画のあり方
河川利用にかかわる諸権利について

このことについては提言内容について理解をします。諸権利の見直しをする場合行政区域にとらわれない対応をはかるべきではないか。

資料説明（第１原稿）

P16　第５章　７）－２

堤防強化、２５ｋｍの箇所の明示を願いたい。

P27　第５章　５．６．１（７）

土砂利動の連続性の確保

整備によりダム直下に当る箇所についての河床高の変動をどう予測しているのか。本村における高山ダム下流名張川と伊賀川の合流地点について河川形状等の変化を伺いたい。